

## 伊勢茶の振興に関する条例（仮称）の検討の方向性について（正副委員長案）

## 一 伊勢茶をめぐる課題（立法動機）について

## 1 本特別委員会の重点調査項目について

- (1) 伊勢茶の活用の状況、伊勢茶のブランド化の推進、伊勢茶の振興策、お茶を通じた食育の推進等伊勢茶の消費の拡大に向けた調査を行うこと。
- (2) 他自治体におけるお茶の振興に関する条例、施策等の調査を行うこと。
- (3) (1)及び(2)を踏まえ、伊勢茶の振興に関する条例案（仮称）の検討を行うこと。

## 2 お茶に関する法律及び政策条例の方向性について

## (1) お茶の振興に関する法律について

国では、茶業（お茶の生産、加工又は販売の事業をいう。）及び茶文化の振興について規定した「お茶の振興に関する法律」を制定している。

## (2) 他の地方公共団体におけるお茶に関する政策条例の分類について

条例の目的による分類	主な条例の例
① 主に茶業の振興を目的とする条例	静岡県茶業振興条例
② 主に地域のお茶の普及促進を目的とする条例	掛川市緑茶で乾杯条例
③ 主にお茶の食育の推進を目的とする条例	小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例
④ 主にお茶の文化の振興を目的とする条例	堺茶の湯まちづくり条例

## 3 伊勢茶をめぐる課題（立法動機）について（案）

これまで重点調査項目を中心に、伊勢茶に関する調査を幅広く行ってきたところ。これらの調査を踏まえると、伊勢茶の認知度が低く、また、若年層を中心にお茶離れが進行しているため、消費の拡大に向けた取組が必要と思われる。

⇒ 例えば、伊勢茶の普及の促進及び食育の推進を図る条例が必要ではないか。

#### 4 条例検討の方向性について

3の課題（立法動機）の案を前提に条例検討を進める場合、その方向性については、次のとおりに進めていくものと思われる。

##### ○伊勢茶の普及の促進及び食育の推進に関する条例案（仮称）

※ 条例の題名は仮称であり、条例の目的、規定の内容等を踏まえて的確に表すものであるため、今後検討が必要となる。

##### (1) 条例の目的

- ・ （条例の内容等を定めることにより、）伊勢茶の普及の促進及び食育の推進を図ることを目的とする。

##### 【論点】

- ・ 伊勢茶をめぐる課題（立法動機）や今後の目指すべき姿を踏まえて、条例の目的を検討する必要がある。

##### (2) 規定の内容

- ・ 条例の目的（伊勢茶の普及の促進及び食育の推進）を実現するために、必要な規定（基本理念、県の施策等）を定める。

##### 【論点】

- ・ 条例の目的を達成するために、必要な施策等（飲食店での利用促進、PR活動、食育機会の提供等）を整理した上で、規定の内容を検討していく必要がある。

##### (3) 条例の対象となるお茶の範囲

- ・ 詳細は二（3～4ページ）において記載。

## 二 条例の対象となるお茶の範囲について

### 1 伊勢茶とは

- ・ 三重県茶業会議所のウェブサイトによると、伊勢茶とは次のとおり。

三重県で生産されるお茶の総称であり、三重県産 100%の緑茶です。平成 19 年 4 月 13 日付けで特許庁の地域団体商標（地域ブランド）に「伊勢茶」が商標登録されました。

【出典】三重県茶業会議所ウェブサイト (<http://mie-isecha.org/sub1/sub1.html>)

※ ゴシック体及び下線部は事務局で追加したもの。

### 2 「伊勢茶」の名称と条例の関係

- ・ 「伊勢茶」の名称は、商標法に基づき、三重県の茶業団体\*がその権利（商標権）を有するため、商品等に対する取扱いを条例により変えることはできない。

※ 全国農業協同組合連合会、三重茶農業協同組合及び三重県茶商工業協同組合

- ・ 地域団体商標として商標登録されているものの、条例に一般的名称として「伊勢茶」を使用すること自体は差し支えないと思われる。
- ・ 条例上の「伊勢茶」の定義については、1 の定義と異なる意味で使うことも可能である。しかし、その場合、茶業関係者が使用する意味と異なることとなるため、混乱が生じるおそれがある。

### 3 お茶の範囲について（案）

#### (1) 考え方の整理

条例の策定に当たっては、お茶の範囲を整理する必要がある。その範囲については、大別すると、以下の 2 案に分類されると思われる。

#### A 案

- ・ 三重県産 100%の緑茶に限定する。
- ⇒ この場合、三重県産 100%の緑茶以外（例：ウーロン茶又は紅茶、他府県産の茶葉をブレンドしたお茶等）は対象とならない。
- また、1 の定義とほぼ同じ意味となるため、条例上「伊勢茶」の名称を使用しても特段差し支えないと思われる。

#### B 案

- ・ 三重県産のお茶全般を広く対象とする。
- ⇒ この場合、どこまでの範囲を対象とするか、さらに整理が必要。
- また、1 の定義と異なってくるため、条例上どのような名称とするかについても整理が必要。

## (2) 整理に当たっての留意事項

条例の対象となるお茶の範囲について整理するに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- ① 条例において、特定の事業又は商品を優遇するに当たっては、平等の原則に鑑み、一定の合理性及び必要性が求められること。
- ② 消費者がどの商品を嗜好するか、また、事業者がどの商品を生産、販売等を行うかはそれぞれの自由であること。